

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東久留米市指定 1374800108)

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまある |
| (2) 法人所在地 | 東京都東久留米市南沢 2-13-11 |
| (3) 電話番号 | 042-479-2307 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 平塚 小百合 |
| (5) 設立年月 | 平成 11 年 4 月 3 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 居宅介護支援を提供する
- (3) 事業所の名称 ゆいまある指定居宅介護支援事業所・平成12年4月1日指定
東久留米市 1374800108
- (4) 事業所の所在地 東京都東久留米市南沢 2-13-11
- (5) 電話番号 042-479-2307
- (6) 事業所長（管理者）氏名 吉田 朱美
- (7) 開設年月 平成11年10月1日
- (8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔訪問介護〕〔通所介護〕〔小規模多機能型居宅介護〕

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 東久留米市全域 左記地域以外の方でもご相談に応じます。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 国民の祝日及び所定休日を除く
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:30
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 9:00～17:30

* 営業時間外は、電話転送にて対応いたします。

4. 従業員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する従業者として、以下の職種の従業者を配置しています。

＜主な従業者の配置状況＞※従業者の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名			介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員	5名	名	名	主任介護支援専門員2名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者の自宅を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。ご契約者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。

また、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、直近6カ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、直近6カ月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき介護支援専門員に説明を求めることができます。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等と、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所とご契約者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

ア. 基本料金

居宅介護支援費

要介護 1、2	要介護 3～5
16,652 円	20,243 円

イ. 初回加算

区分	加算要件	要介護 1・2・3・4・5
	初回時	3,315円/月

ウ. 退院・退所加算

医療機関を退院・退所に当たり、医療機関等の職員と面接を行い、必要な情報を得た上で
居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

	カンファレンス参加 無し	カンファレンス参加 有り
連携 1 回	4,972円/回	6,630円/回
連携 2 回	6,630円/回	8,287円/回
連携 3 回	×	9,945円/回

エ. 入院時情報連携加算

I	入院したその日のうちに病院等に情報提供した場合	2,762円/月
II	入院した日の翌日又は翌々日に病院等に情報提供した場合	2,210円/月

オ. 特定事業所加算

区分	加算要件	要介護1～5
II	主任介護支援専門員を 1 名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合	4,652円/月

※算定要件

- ① ご契約者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催
- ② 常勤専任の主任ケアマネを配置している
また、常勤専任のケアマネを 3 名以上配置（主任ケアマネを含めるとケアマネ 4 名以上）
- ③ 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応できる体制を確保
- ④ 地域包括から紹介された困難事例に対応している
- ⑤ 地域包括等が実施する事例検討会等に参加
- ⑥ 運営基準、特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑦ ケアマネ一人当たりの担当平均件数が 40 件未満
- ⑧ ケアマネ実務研修における科目等に協力体制を確保している

カ. 通院時情報連携加算

加算要件	要介護1～5
利用者が医師の診察を受ける際同席し、利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報提供を行い、医師等から情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	552円/月

キ. 緊急時等居宅カンファレンス加算

加算要件	要介護 1～5
病院などの求めにより、医師等と共にご契約者宅を訪問してカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,210/月

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費（自動車の場合は1kmにつき40円）をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。

7. 第三者評価の実施状況 実施無し

8. 虐待防止について

事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため法人の定める「高齢者虐待防止のための指針」に従い、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための職員研修
- (2) ご契約者及びその家族からの相談報告体制
- (3) 虐待防止委員会の設置、その他必要な措置

事業所はサービス提供中に虐待が疑われる事案が発生、発見した場合は速やかにこれを市に通報するものとします。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご契約者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(1) 苦情の受付

○苦情相談受付 Tel 042-479-2307 管理者 吉田 朱美

行政機関その他苦情受付機関

東久留米市役所 介護福祉課	東久留米市本町 3-3-1 電話番号 042-470-7750（直通） 受付時間 8：30～17：00（土・日・祝、年末年始を除く）
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	千代田区飯田橋 3-5-1 東京都区政会館 10 階 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝、年末年始を除く）

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者

氏名

吉田 朱美

説明者職名 介護支援専門員

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

(続柄)

平成 21 年 4 月 1 日 改定
平成 21 年 8 月 1 日 改定
平成 23 年 5 月 1 日 改定
平成 24 年 4 月 1 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定
平成 29 年 10 月 1 日 改定
平成 30 年 4 月 1 日 改定
令和元年 10 月 15 日 改定
令和 2 年 1 月 1 日 改定
令和 2 年 2 月 1 日 改定
令和 3 年 4 月 1 日 改定

令和 3 年 7 月 7 日 改定
令和 4 年 1 0 月 1 日 改定
令和 5 年 10 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定

“みなさまが在宅で安心して暮らし続けられるよう
チームでサポートしていきます。”

ゆいまあるサービス提供方針

千 地域で暮らすあなたのために
一 いつもみんなで一丸となり
ム 無理をしないで 1 人で抱えず
ケ ケースに対してまごころで取り組む
ア あなたがあなたのままで
マ 毎日笑顔でいられるように
ネ 粘り強さで課題解決

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。
守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定 又は要支援認定 によりご契約者の心身の状況が 要支援又は自立 と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の○日前(※最大 7 日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|